

令和 7 年 度

事業報告書

業務概要

本財団は、令和7年4月川口本部において、本部機構である総務部を川口本部に、競技部門である競技部を川口支部とする組織改変を行い、浜松支部、伊勢崎支部を加えた1本部3支部で組織し、小型自動車競走法に基づき指定された競走実施法人として各施行者からの委託を受け、小型自動車競走の実施運営にあたっている。

令和7年度も事業計画に基づき、競走実施法人としての使命と責任を果たすべく、事業運営の健全化を図りつつ、小型自動車競走の公正、安全かつ円滑な実施、審判、番組編成、検査及び選手管理等の業務について、効果的、効率的に実施運営を行った。

また、近年、増加傾向にある開催日数及び多種多様なレース形態による開催への対応を図るため、連続勤務の要因であった交流制度を廃止することで開催執務体制の強化を行った。

さらに、持続可能な小型自動車競走実施業務を遂行するため、社会全体で深刻化している人手不足への対応等を図り、新給料表の導入や各種手当の見直し等、役職員及び再雇用嘱託について待遇改善を図った。

そのような中、オートレース業界の現状を十分に理解し、全職員が共通の認識をもち、お客様の満足度を向上すべく、車券の売上状況、施行者の行うアンケート等のご意見を参考にしながら、関係団体と緊密に連携して、企画レースの開催など各種方策を講じた。

開催日数については、3場合わせて当初402日の予定であったが、川口場において、競走路凍結により1日が中止となり、令和7年度においては401日の開催となった。

1. 競走関係事業

小型自動車競走施行者（本財団管内の川口市、浜松市及び伊勢崎市の施行者）から一括受託した業務を各オートレース場において、公正かつ安全に実施するとともに、競走関係業務の検証・改善を行い、魅力ある小型自動車競走運営を実施した。

また、小型自動車競走振興法人が示した審判要領、番組要領、検査要領及び管理要領について、必要に応じ小型自動車競走振興法人、施行者等関係団体と協議した。

（1）小型自動車競走の実施業務

① 各施行者別の競走実施状況は次のとおりである。

川口市営 17回（151日（対前年度 -4日））

※ナイター開催29日間

- ・SG第44回オールスターオートレース（4月）
- ・スーパースターフェスタ2025（12月）
- ・記念GI（7、3月）

・記念GⅡ（5、11月）

※ナイトレース 52 日間

浜松市営 15 回（112 日（対前年度 ±0 日））

・SG第39回全日本選抜オートレース（2月）

・特別GⅠ共同通信社杯プレミアムカップ（3月）

・記念GⅠ（5、12月）

・記念GⅡ（6、7月）

※アーリーレース 27 日間

伊勢崎市営 16 回（138 日（対前年度 +1 日））

※ナイトー開催 59 日間

・SG第29回オートレースグランプリ（8月）

・記念GⅠ（9、1月）

・記念GⅡ（6、12月）

※アフター5 ナイター48 日間

- ② 令和7年度における年間車券売上金額は、川口場 274 億 8,647 万 5,600 円（対前年度比 103.6%）、浜松場 175 億 9,712 万 0,500 円（同 105.2%）、伊勢崎場 262 億 3,819 万 1,100 円（同 110.3%）であった。

また、年間入場人員は、川口場 25 万 8,303 人（対前年度比 90.3%）、浜松場 19 万 7,640 人（同 90.8%）、伊勢崎場 23 万 7,679 人（同 112.0%）であった。

- ③ ホームページにより小型自動車競走の広報及び情報提供を行ったほか、本財団の情報公開を行った。

（2）審判に関する業務

- ① 審判業務にあたっては、小型自動車競走振興法人の定める「審判の要領」に従い、常に冷静沈着にして節度ある態度を保持し、確固たる信念に基づき、厳正に各施行者の定める小型自動車競走実施規則を適用して、正確かつ迅速に審判業務を遂行して、公正安全かつ円滑に競走運営を実施した。
- ② 各支部とも審判長が中心となって、ビデオによる判定研修等を実施し、審判技術の向上、判定基準の習熟等を図った。また、小型自動車競走振興法人が開催する審判長会議、判定研修会にも積極的に参加した。
- ③ 落車事故等によるレース不成立は、川口場 4 件、浜松場 7 件、伊勢崎場 7 件で3場合わせて 18 件発生した。
- ④ 落車事故発生時における迅速な選手救護及び残留競走車除去のための合同訓練を各支部で年 2 回、競走車を使った実地訓練等を開催毎に実施した。

（3）番組編成に関する業務

- ① 番組編成にあたっては、小型自動車競走振興法人の定める「番組編成の要領」に従い、常に公正無私の態度をもって、選手、競走車の能力及び小型自動車競走の特性を的確に把握し、公正安全な競走の実施を主眼として番組編成を行った。
- また、事前に参加選手の操縦技術や発走技術、参加直前の成績等を十分に調査

検討して、ハンデを賦課した。

- ② 企画オートレースとしては、各場で行われる予選を勝ち抜いた女子選手 8 名で年末に競う「スーパースターガールズ王座決定戦」等が川口場で開催される中、新たに、川口所属のベテラン選手と全国から集まる若手選手が競う「川口ベテラン VS ユース」が川口場で、S 級選手と B 級選手のみで競う「SB 戦」及び「ゼロ 3 バトル (S 級 B 級戦)」が伊勢崎場で開催される等、お客様に魅力ある番組を提供した。
- ③ 選手のハンデについて透明性を高めるべく、前年度に引続き、ハンデの格付けの変更を行わない番組編成を普通開催において実施した。
また、川口、浜松、伊勢崎場で、出走表等にハンデの格付け表を記載するなど、お客様にとってわかりやすい情報を提供した。

(4) 検査に関する業務

- ① 競走車の検査にあたっては、小型自動車競走振興法人の定める「検査の要領」に従い、競走中の事故を未然に防ぐため、使用競走車の確認及び出場適性の検査確認として、前日検査、当日検査及び出走直前検査をそれぞれ綿密に実施した。
- ② 故障車については、その原因を十分に調査し、その内容等について関係者へ速やかに報告した。
- ③ 検車整備機器については、選手が効率的な整備を行えるよう既存機器工具類の点検補修を実施した。
- ④ ロッカー地区の火災予防として、施設の点検、連絡体制の周知、放送・貼紙による注意喚起、立ち入り場所の制限等を行った。

(5) 選手管理に関する業務

- ① 選手の管理にあたっては、小型自動車競走振興法人の定める「管理の要領」に従い、選手を最善の状態で競走に出場させるため、選手の出場資格の確認、健康状態その他出場適性の検査を行った。
- ② 不正排除のため、選手の面会及び外出の制限、管理地区への通信機器等の持込み禁止、入場許可を受けていない者(非参加選手を含む。)の入場制限を徹底した。
- ③ 選手の動向、情報については、小型自動車競走振興法人調査員との緊密な連携のものと的確に把握し、競走の公正安全の確保と事故の未然防止を図った。
- ④ 保健衛生、火災予防に留意し、選手宿舎の害虫駆除、各室の寝具乾燥等を行った。
- ⑤ 選手に提供する食事については、調理請負業者に対し衛生面及び栄養バランス等に配慮するよう監督指導を行った。
- ⑥ 選手宿舎関係業務にあたっては、選手宿泊心得に基づき選手への指導を行った。

2. 東西競走会の実務研修に関する事業

業務実務研修

職員の資質及び技術の向上を目的として東日本競走会から飯塚場へ1名、山陽場へ2名、西日本競走会から川口場へ2名を相互に派遣し、総合的な実務研修（審判、番組、検査、管理の各業務）を実施した。

3. その他の事業

（1）選手会に対する支援

一般社団法人全日本オートレース選手会の埼玉、浜松及び伊勢崎各支部の円滑な事業運営のため、選手会及び施行者と協力し、ファン感謝祭、チャリティグッズ販売に職員を参加させる等協力支援を行った。

（2）選手共済会に対する支援

一般財団法人全国小型自動車競走選手共済会の円滑な事業運営のため、選手の入退会に伴う事務、各種給付事務、会費の徴収事務及び経理事務について支援を行った。

（3）小型自動車競走振興法人との連携、支援

小型自動車競走振興法人が実施する審判長会議、番組担当者会議に職員を参加させた。また、第39期選手候補生の配属予定競走場での実地訓練に職員を参加させ支援を行った。

（4）モーターサイクルスポーツ等に関する事業

モーターサイクルスポーツの競技者及び愛好者等が実施する事業を支援し、モーターサイクルスポーツ関係団体と連携し、イベントに協力した。

名 称	開 催 日	場 所	内 容
バイクのふるさと浜松 2025	令和7年12月6日（土）～ 令和7年12月7日（日）	浜松場	・トライアルデモンストラーション他

(5) 諸会議

- ① 理事会・評議員会において、事業報告・収支決算、事業計画・収支予算等が審議・承認され、経済産業省へ認可申請を提出した。

回 数	開 催 日	議 事
第 46 回 理事会 (決議の省略)	令和 7 年 5 月 2 日 (金)	・評議員会の招集について
第 47 回 理事会	令和 7 年 6 月 3 日 (火)	・令和 6 年度事業報告の承認について ・令和 6 年度収支決算の承認について ・評議員候補者の推薦について ・評議員会の招集について
第 48 回 理事会	令和 7 年 6 月 19 日 (木)	・代表理事及び業務執行理事の選定について
第 49 回 理事会	令和 8 年 2 月 16 日 (月)	・令和 8 年度事業計画の承認について ・令和 8 年度収支予算の承認について ・参与の選任について ・例規の一部改正について ・評議員会の招集について
第 50 回 理事会 (決議の省略)	令和 8 年 3 月 27 日 (金)	・例規の一部改正について

回 数	開 催 日	議 事
第 35 回 評議員会 (決議の省略)	令和 7 年 5 月 9 日 (金)	・役員候補者の選任について
第 36 回 評議員会	令和 7 年 6 月 19 日 (木)	・評議員の選任について ・役員の選任について ・令和 6 年度事業報告について ・令和 6 年度収支決算の承認について
第 37 回 評議員会 (決議の省略)	令和 8 年 2 月 24 日 (火)	・役員の報酬等支給規程の一部改正について

- ② 本財団の円滑な運営、競走業務の適正な実施並びに職員の意識の共有、資質の向上のため、支部長会議（4 回）、事務担当者会議（4 回）、川口本部、各支部において幹部会議等を実施した。

（６）人事、労務管理及び福利厚生

- ① 人事については、本財団の業務運営を十分考慮し、職員の適性、職場状況等を勘案して的確な人事配置を行い、本財団業務を適正に実施した。
- ② 職員の勤務場所については、自場に加え、他場等での勤務割り当てを行っている。このため、各オートレース場でのレース開催に合わせ、職員の労働状況・健康状態に十分配慮の上、勤務の割り当てを行った。
- ③ 職員の定期健康診断や職場環境の改善を行うなど、職員及び開催従事員の健康管理に十分な配慮を行い、良好な職場環境を維持した。

（７）施行者等への支援協力

円滑な小型自動車競走の事業運営のため、施行者及び小型自動車競走事業包括的民間委託業者への支援協力を行った。

（８）持続可能な事業運営等の検討

小型自動車競走実施法人として、将来的に持続可能な事業運営を行っていくため、職員構成を起因とする諸問題、今後の新規職員採用計画のあり方及び川口ナイトレース、浜松アーリーレース、伊勢崎アフター5 ナイター等の取り組み方法について検討、研究を行った。

令和 7 年度事業報告書の附属明細書について

令和 7 年度事業報告書には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書に記載する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和 8 年 6 月

一般財団法人 東日本小型自動車競走会